

## 憲 法

### 問題

A 県は、県内で、いわゆる被差別部落出身者や外国人などに対する嫌がらせ行為が相次いだため、以下の内容の条例を制定しようとしている。この条例の憲法上の問題点を論ぜよ。その際、国の人権擁護法案が、2003 年に国会で審議未了・廃案となっていることを考慮せよ。

#### A 県人権侵害救済推進条例要綱

##### 第 1 (人権侵害)

この条例において「人権侵害」とは、次の行為をいう(行政機関による行為を含む。)

- (1) 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向(以下「人種等」という。)を理由として行う不当な差別的取扱い又は差別的言動
- (2) 特定の者に対して行う虐待
- (3) 特定の者に対し、その者の意に反して行う性的な言動又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為
- (4) 特定の者の名誉又は社会的信用を低下させる目的で、その者を公然とひぼうし、若しくは中傷し、又はその者の私生活に関する事実、肖像その他の情報を公然と摘示する行為
- (5) 人の依頼を受け、報酬を得て、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを収集する行為
- (6) 身体の安全又は生活の平穩が害される不安を覚えさせるような方法により行われる著しく粗野又は乱暴な言動を反復する行為
- (7) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為
- (8) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為

##### 第 2 (人権救済推進委員会)

県に人権救済推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、5 名の委員で構成する。

##### 第 3 (身分保障)

委員会の委員は、次のいずれかに該当する場合を除いて、在任中その意に反して解任されない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 委員会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

##### 第 4 (救済の申立て)

何人も、人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、委員会に対し救済又は予防の申立てをすることができる。

##### 第 5 (調査)

委員会は、上記第 4 の救済の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案に関して必要な調査を行わなければならない。

##### 第 6 (関係者の協力等)

- (1) 委員会は、調査に関し必要があると認めるときは、当該調査に係る事案に関係する者に対して、事情の聴取、質問、説明、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。
- (2) 前項の規定による協力の要請を受けた調査に係る事案の当事者は、法令で特段の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

##### 第 7 (是正等の勧告等)

委員会は、生命若しくは身体に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動、ひぼう若しくは中傷等の重大な人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該人権侵害による被害を救済し、又は予防するため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 加害者等に対し当該人権侵害をやめ、又はこれと同様の行為を将来行わないよう勧告すること。
- (2) 加害者等に対し人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること。

##### 第 8 (公表)

委員会は、上記第 7 (1) に掲げる勧告を行ったにもかかわらず、当該加害者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

##### 第 9 (弁明の機会の付与等)

- (1) 委員会は、上記第 7 (1) による勧告又は上記第 8 による公表を行うときは、あらかじめ当該加害者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- (2) 弁明は、委員会が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。
- (3) 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

##### 第 10 (罰則)

正当な理由なく上記第 6 (1) に違反して調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。